

(公印省略)

障 福 第 4 4 号

平成30年4月5日

各法人代表者 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長 二日市 聖子

平成30年度障害福祉サービス等の報酬改定に伴う届出等について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「報酬改定」という。）に伴い、本年4月以降に算定する基本報酬、各種加算に係る届出等が必要となる場合があります。

については、下記の注意事項をご確認の上、報酬改定に係る基本報酬及び加算を算定する事業所等は、届出を行うようお願いします。

記

【届出に当たっての注意事項】

1 基本報酬の算定について

次のサービスについては、基本報酬の算定要件が変更となりますので、必ず届出が必要となります。

- (1) 就労移行支援
- (2) 就労継続支援A型
- (3) 就労継続支援B型
- (4) 短期入所（福祉型強化短期入所サービス費を算定する場合に限る。）
- (5) 地域移行支援（地域移行支援サービス費（I）を算定する場合に限る。）
- (6) 児童発達支援
- (7) 放課後等デイサービス

2 各種加算の算定について

介護給付費等の加算（新たに創設された加算も含む。）には、前年度の実績等により算定の可否が決定するものがありますので、平成30年4月から算定が可能であるのかの確認をお願いします。

3 提出期限

報酬改定に伴う届出は、4月中に届出が受理された場合は、4月1日に遡って加算を算定できる取扱いとなっておりますが、5月の請求までに届出の審査を行う必要があるため、県内の事業所においては、**平成30年4月30日(月)消印有効までに郵送**で提出してください。

※5月1日に加算を算定する場合も上記期限内での提出願います。

4 届出に必要な書類

- (1) 変更届出書
- (2) 付表
- (3) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- (4) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- (5) 加算届出（各加算ごと）

※加算以外にも、4月1日付けで変更事項があれば、必要書類を同時に提出してください。

届出様式については、下記 URL からダウンロードしてください。

※なお、新規指定の申請様式等についても下記 URL からダウンロードしてください。

（障害者総合支援法に基づく加算等）

<http://www.pref.oita.jp/site/syougai/jigyousyositei-new.html>

（児童福祉法に基づく加算等）

<http://www.pref.oita.jp/site/syougai/syougaijbsitei.html>

5 提出先

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県障害福祉課 施設支援班 事業者指定担当者まで